

「帯広市児童保育センター（東エリア）」指定管理者の指定結果

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
東児童保育センター	帯広市依田町1番地1
柏児童保育センター	帯広市東7条南9丁目1番地
光南児童保育センター	帯広市東7条南21丁目1番地18
青葉児童保育センター	帯広市西3条南24丁目2番地1

2 指定管理者

帯広市東9条南19丁目1番地1
社会福祉法人弥生福祉会
理事長 栗林 利克

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで